

諮 問 の 概 要

(2010年世界農林業センサスの計画について)

1 調査の目的等

2010年に実施される農林業センサス(指定統計第26号を作成するための調査)は、我が国の農林行政に係る諸施策及び農林業に関して行う諸統計調査に必要な基礎資料を整備するとともに、国際連合食糧農業機関の提唱する「2010年世界農業センサス」の趣旨に従い、各国農林業との比較において我が国農林業の実態を明らかにすることを目的とする。

農林業センサスは1950年以降5年周期で実施されており、西暦の末尾の数字が「0」となる年に実施する場合は「世界農林業センサス」と称する。2010年に実施される農林業センサスは13回目の調査となり、「2010年世界農林業センサス」として実施される。

2 改正の趣旨

2010年世界農林業センサスにおいては、食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号)等に基づく農林行政の動向を踏まえて、農林業及び農山村の基本構造を把握するため、また、近年の個人情報保護意識の高まり等の調査環境の変化及び国家公務員の総人件費改革に的確に対応して調査を円滑かつ効率的に実施するため、調査方法及び調査項目の見直しを行う。

3 改正内容

(1) 調査方法の見直し

ア 職員による面接聞き取り調査から郵送又は調査員による自計申告調査への移行

「農山村地域調査」について、従来職員による面接聞き取りにより調査を実施してきたが、国家公務員の総人件費改革に伴う農林水産統計分野の定員削減に対応するため、「農山村地域調査」のうち「市区町村調査」については往復郵送調査、「農業集落調査」については調査員調査とし、ともに自計申告調査に移行する。

ただし、「農業集落調査」については、調査対象者からの申出があった場合には、調査員による面接聞き取りによる調査を行う。

イ 調査期日の統一

沖縄県については、主要栽培作物であるさとうきびの収穫作業の繁忙期を考慮して、調査期日を12月1日としてきたが、さとうきび農家の減少、機械化による収穫作業の効率化など、同県の農業の状況が変化し、他の都道府県と区分する必要性が低下したことを踏まえ、調査の効率的な実施の観点から、調査期日を2月1日に統一する。

(2) 調査項目の見直し等

ア 調査項目の簡素化又は廃止

(ア) 「農林業経営体調査」において、調査対象者における調査票への記入の負担軽減を図るため、農林業の基本構造の把握に一層重点化し、調査結果の利活用状況を踏

まえ、全数調査の必要性が高くない項目、他の統計調査で把握可能な項目等については、簡素化又は廃止する。

また、近年の個人情報保護に対する意識の高まりを受け、「世帯員の氏名」の記入を取り止めるとともに、「農産物の販売金額」等について、実額の把握から階級別の把握に変更する。

- (イ) 「農山村地域調査」において、調査結果の利活用状況を踏まえ、農山村の基本構造の把握に重点化し、行政記録で把握可能な項目等については、簡素化又は廃止する。

イ 調査項目の追加

「農林業経営体調査」において、農林水産業と商工業との産業間の連携を通じた農山村地域の活性化に資するため、農業以外の業種からの「資本金又は出資金の提供状況」を新たに把握する。

また、「農山村地域調査」の「農業集落調査」において、農山村地域の集落の再生・活性化に資するため、農業集落内の「総戸数」に関する項目を追加する。

さらに、前回農林業センサスの付帯調査として実施した「農村集落調査」（統計報告の徴集）については、調査体系の簡素化の観点から廃止し、調査結果の利活用状況を踏まえ、農業集落の「コミュニティ活動」に関する項目を「農山村地域調査」の「農業集落調査」に追加して引き続き把握する。

ウ 調査票の共通化

「農林業経営体調査」について、調査項目の見直しに合わせ、調査業務の効率化を図るとともに、全国共通の調査結果の表章が可能となるよう、これまで「北海道用」、「都府県用」及び「沖縄県用」の3種類に別れていた調査票を、1種類の調査票に整理する。